

譲渡性預金

平成24年10月5日現在

1. 商品名	○譲渡性預金（NCD「Negotiable Certificate of Deposit」）
2. ご利用いただける方	○法人および個人の方がご利用になれます。
3. お預入れ期間	○（最短）預入日の翌営業日 （最長）預入日から2年目の応答日まで（休日の場合は前営業日） ○上記預入期間内で満期日をご指定ください。
4. お預入れに関する事項 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○預入金額を一括してお預入れいただけます。 ○預入額1000万円（2週間未満のお取扱いについては、金額5億円以上、預入期間は原則1週間以上となります。） ○1円単位
5. 払戻し方法	○満期日以降に一括して払い戻します。
6. 利息に関する事項 (1) 適用利率 (2) 利払時期 (3) 計算方法	○窓口へご相談ください。 ○満期日以降に一括して支払います。 ○預入期間2年の場合、預入日から1年後の応答日に現金払い、代金取立、手形交換のいずれかの方法で支払ができます。 ○付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算をします。
7. 手数料	○ありません。
8. 税金	○個人の方・・・20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%） ただし平成25年1月1日以降は復興特別所得税が課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税率となります。 ○法人の方・・・総合課税 ※非課税法人の場合は非課税。
9. 中途解約時の取扱い	○中途解約（満期前）はできません。
10. 譲渡の方法	○譲渡の手続き ①譲渡人と譲受人との間で譲渡契約を成立させます。 ②譲渡人と譲受人の双方で譲渡性預金譲渡通知書を作成します。 ③譲渡通知書を公証人役場に持参し確定日付を押印して貰います。 ④譲渡人は預金証書に譲渡通知書を添えて発行銀行に持参し譲渡承認方を依頼します。 ⑤発行銀行は受理・確認の上、預金証書に承認印を押捺して同証書を返却します。 ⑥資金の授受とともに預金証書を譲受人に渡し、譲渡は完了します。 ⑦発行銀行は譲渡性預金の譲渡等に関する調書に譲渡性預金の譲渡等に関する調書合計表を添付して、翌月末日迄に所管税務署へ提出します。 ○譲渡される場合は、譲渡人および譲受人から確認書類の提示を受けて住所、氏名または名称の確認を行います。 ○譲渡は利息と共に、元利金の一部譲渡は取扱いできません。
11. その他参考となる事項	○満期日前に譲渡・売却される場合、市場金利の情勢によっては元本割れとなる可能性があります。 ○譲渡性預金は、預金保険制度の対象商品ではありません。 ○満期日以降は付利されません。

12. 指定紛争解決機関	○当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または、 03-5252-3772
--------------	--